

第 18 話 大化の改新

久しく貴族らの手に在った政治上の権力を悉く朝廷に収めて、専ら民の生活を幸せにしようと力められ、今日のいわゆる国家体制の確立をされた。
大化とはこのときはじめて定められた年号です。

蘇我氏が滅びた翌日、皇極天皇は御位を中大兄皇子にお譲りになろうとしたが、皇子は鎌足とご相談の上、それをご辞退になったので、天皇は御弟の軽皇子に譲られた。これが第 36 代孝徳天皇です。

氏姓制度が倒れる

そもそも中大兄皇子は舒明天皇の御嫡子であって、皇極天皇は御母であるし、蘇我氏を滅ぼしたご功績からいっても、当然御即位になるべきだったのですが、この蘇我氏の滅亡という事は、これまで永い間続いていた所謂氏姓制度というものが倒れた事でもあったので、ここで政治の仕方を全く改めなければならぬことが非常に多くありました。

それには御自分が御位に即かれるよりは、嘗て聖徳太子が摂政としてなされたように、少しでも責任の軽い、自由な立場に在って、いろいろと御計画をなされた方が良いと思われたのもあったでしょう。

新たに官職を設ける

故に、孝徳天皇は御即位の日に中大兄皇子を立てて皇太子となされ、阿倍内麻呂を左大臣に、蘇我倉山田石川麻呂を右大臣に、中臣の鎌足には特に大錦冠を授けて内臣に任ぜられた。

即ち今まで蘇我氏が占めていた大臣や大連の職を廃して、新たに官職を設け、その人の器量に依って、いかなる家の者をも自由にお用いになる途を開かれたのです。また、僧の旻と高向玄理を国博士として、新たに政治の事に与からせたが、これは、いうまでもなく、彼らが嘗て唐に留学して得て来た新知識を大にお用いになろうとしたのであります。

天皇、天地の神々にお誓いになる

数日の後、天皇は先帝及び皇太子と共に、御殿のお庭の大きな槻の樹の下に群臣をお集めになって、盟われたが、その時、天地の神々に申されたお言葉は、

「天は覆い地は載す。皇統はただ一筋である。しかるに、たまたま暴虐な臣が現れたが、忽ちに誅せられた。今から後は上に二つの政事なく、下に二つの心もない。若しこの誓いに背かば、立ちどころに天罰を蒙ろう」

というのであって、御臣下に忠誠を誓わせると共に、天皇御親らも、公明なお政治をなされることをお誓いになっています。

年号の始まり

そしてこの日に初めて年号を建てて、ご即位の元年を大化元年となされた。実に西暦 645 年のこと

第18話 大化の改新

で、入鹿^{いるか}が誅^{ちゅう}されてからに僅か七日後の6月19日でした。これを見ても、いかに中大兄皇子^{なかのおおえのおうじ}と鎌足^{かみあし}との間には、蘇我氏^{そが}を滅ぼした後の事までよくご相談^{そうだん}が出来ていたかが分かります（訳注、645年：鎌足^{かみあし}は蒸飯^{むしい 645}で祝う大化の改新）。

大化の新政（改新）

皇太子となられてからは、皇子はいよいよ天皇をお輔^{たす}けして、政治の仕方^{しかた}をいろいろと改^{あらた}められた。これを大化の新政というが、その新しい仕方の多くは、主として唐に留学した者らの意見^{いけん}に依^よって定められたので、大化の新政は、いわば推古天皇^{すいこ}の御代に聖徳太子^{しょうとくたいし}が種^{たね}を蒔^まいておかれたのだともいえます。さてこの新政にはいろいろあるが、中でも殊^{こと}に大切なものを挙げると三つあります。

1. 土地、人民を朝廷におさめる（公地公民）

その第一は、土地^{とち}、人民^{じんみん}を悉^{ことごと}く朝廷におさ^{おさ}め、公地公民^{こうちこうみん}となされたことです。昔からの習慣^{しゅうかん}で、その時までは、皇族方^{こうぞく}を始めとして、相当な身分のある者は、それぞれ自分の物^{もの}として、自由^{じゆう}に支配^{しはい}することが出来る土地と人民を持っていた。例^{れい}の氏姓制度^{しせい}で、氏上^{うじのかみ}がその氏々の土地と人民を持っていたのが始まりですが、後^{のち}には勢力^{せいりよく}のある者が他の氏の土地や人民をも併せたりして、一層勢力^{せいりよく}を増すようなこともありました。

蘇我氏の勢^{いきお}いが強かったのも、一つはこの私有^{しゆう}の土地、人民が多かった為^{ため}であります。しかし、元来我が国の土地、人民は全て天皇のものであることは天孫降臨^{てんそんこうりん}の時の勅^{みことり}によっても明らかですから、孝徳天皇が皇太子に、この私有^{しゆう}の土地、人民をどうしたらよいかとお尋ねになった時に、皇太子は、「天に二つの日なく、国に二人の君はありえません。故^{ゆえ}に一切^{いっさい}の土地を保^{たも}って、人々を支配^{しはい}すべきものは唯だ天皇ばかりであります」とお答えになって、御自分から真^まっ先^{さき}に持^もっておいでの土地、人民を天皇にお還^{かえ}しなされた。それでこれが手本^{てほん}となって、他の氏族^{しぞく}の者^{みな}らも皆^{ぞくぞく}、続々とその私有^{しゆう}の土地、人民を朝廷^{おさ}にお納めしました。

2. 土地を人民に分ける（班田収受の法）

その第二は、既にその私有^{しゆう}を禁^{ことごと}じて、悉^{おさ}く朝廷におさめられた土地を、更^{さら}にあまりなく民に分けて耕^わさせようになされたことです。これを班田収受^{はんてんしゅうじゆ}の法^{ほう}といいますが、それには先^まづ戸籍^{こせき}を作^こって、一戸一戸^この男女^{だんじよ}の数を調^{すう}べ、男^{しら}には一人に二反^{たん}づつ、女^にには一人にその2/3^たづつの田^こをば、戸^{たんい}を単位^わとして分けて、耕^{たがや}させたのであります（訳注：一反は10畝^{たん}、一畝は30坪^せ、1坪は3.3㎡^せ、従^たって一反は約1,000㎡^{たん}、10アール）。

即^{すなわ}ち、今若^もし男3人、女3人の家^{いえ}とすれば、男が6反と女が4反、併^{ちようぶ}せて1町歩^{たがや}の田を耕^{たがや}することになる（訳注：1町歩は10反、一万平米、10,000㎡、）。そして戸籍^{こせき}は6年毎^{ごと}に調^{しら}べ直^{なお}して、死^しんだ者の田はまた朝廷^{おさ}に収^うめ、生まれて6歳^{もの}になった者^{あた}にはまた与^{めんどう}えられるのです。ずいぶん面倒^{ほう}な法^{ほう}であります。が、こうすれば、全^{すべ}ての民^{びやうどう}に耕^いす田^{わた}がほぼ平^{ひんぶ}等^さに行^{わけ}き渡^{わけ}るのですから、貧富^{ひんぶ}の差^さは少^{わけ}なくなる訳^{わけ}です。朝廷^{おさ}の思^{おも}ひめしはそこ^あに在^ありました。

第18話 大化の改新

3. 租税の法を改める（祖・調・庸）

その第三は、租税の法を改めて、不公平のないようになされたことです。租税はそれに依って政治をなさる費用を弁ずるのですから、勿論これまでも有ったが、地方によってまちまちになったりしていたので、今度、全国を一様になされたのです。

その法では、租税は祖、調、庸の三つに分けていました。祖は、田を作る者に、一反（今の一反と2畝）毎に稲を二束二把、即ち一町に22束の割合で納めさせるのをいいます。調は、その土地土地に産する絹とか糸とか綿とかいうものを、それぞれの定めた量で納めさせるのをいいます。また、庸は、民を国家の御用に使う代わりに米などを納めさせるのをいったのであります。

大化の新政は王政の復古

なお、この外にも、帝都の町々の事を定めたり、昔の国造や県主を廃して、新たに国司や郡司を置いたり、諸国に駅を置いて交通の便を計られたり、要害の地には関を置いて守らせたりした。

又、先に聖徳太子がお定めになった冠位を改正して、一番上の大織冠から一番下の立身冠までの19階となされて、器量のすぐれた者は、家柄などに頓着なく、どしどしとご採用になって官位を授けたり、外にもまだいろいろと新政をなされた。

それもこれも、皆、今までの家柄の良い氏族、即ち貴族らが勝手な事をして私利を計っていたのを悉く止めさせて、わが国の大昔にそうであったように、全ての権力を朝廷に収め、人々の生活を一層幸福にするために、天皇の親政に改められたのです。

実に容易ならぬ大改革ではあったが、これを一方から見れば、大昔の通りに復されたのですから、大化の新政は又、王政の復古ともいえます。

（第18話 大化の改新 終わり。 次は前頁に戻り、 第19話 蝦夷征伐と三韓の分離 へ）